

福島市告示第46号

令和8年2月 27日

福島市長 馬場雄基

利便増進誘導区域の指定について

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 33 条第2項第3号の規定に基づき、利便増進誘導区域を指定するので、同条第4項の規定により下記のとおり公示する。

その関係図面は、福島市役所建設部路政課において、30 日間一般の縦覧に供する。

記

1. 利便増進誘導区域の指定日
令和8年2月27日
2. 道路の種類及び路線名
福島市道 栄町・上町線
3. 利便増進誘導区域として指定する場所(別紙参照)
福島県福島市栄町137番 地先から
福島県福島市置賜町59番3 地先まで
4. 図面縦覧場所
福島市役所建設部路政課